

医第1474-4号
令和8年3月6日

保健所設置市保健所長 様

埼玉県保健医療部医療整備課長
中村 寛 (公印省略)
埼玉県保健医療部健康長寿課長
植竹 淳二 (公印省略)

医療提供施設処遇改善・物価上昇支援事業について（依頼）

本県の保健医療行政の推進については、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、標記事業について、県内医療機関あて別添事務連絡のとおり通知することとしました。

御多忙のところ恐縮ですが、管内医療機関に対して別添事務連絡により周知をお願いいたします。

なお、一般社団法人埼玉県医師会会長並びに一般社団法人埼玉県歯科医師会会長に対し、別途会員へ周知を依頼していることを申し添えます。

【医療整備課】

担 当：総務・医療企画担当 山口、星野
電 話：048-830-3535

【健康長寿課】

担 当：健康長寿担当 高野、鳥海、福田
電 話：048-830-3581

別 添

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 6 日

各医療機関 管理者 様

埼玉県保健医療部医療整備課長
埼玉県保健医療部健康長寿課長

医療提供施設処遇改善・物価上昇支援事業について（通知）

本県の保健医療行政の推進については、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では標記事業について受付を開始するための準備を進めております。

県ホームページを随時更新しておりますので御確認ください。

なお、本事業の給付対象となる処遇改善は、令和 7 年 1 2 月から令和 8 年 5 月までの 6 か月間ベースアップを実施、又は 3 月末までに一時金等とベースアップを組み合わせ実施する場に限りまので、御留意ください。

（詳細は添付した資料を御確認ください。）

【その他の留意点】

- ① 令和 7 年度中の令和 8 年 1 月から 3 月までの間のみ処遇改善を行う場合や令和 8 年 4 月及び 5 月のみの処遇改善を行う場合等は本事業の対象となりません。
- ② 令和 7 年 1 2 月から令和 8 年 3 月までの処遇改善については、令和 8 年 3 月までに一時金等での支払いを実施しなければ本事業の対象となりません。その上で令和 8 年 4 ～ 5 月分も含め、6 か月間分の処遇改善を実施してください。

【県ホームページURL】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/2026syoguukaizen/2026syoguukaizen.html>



【厚生労働省ホームページURL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html

【医療整備課(医科診療所)】

担 当：総務・医療企画担当 山口、星野
電 話：048-830-3535

【健康長寿課(歯科診療所)】

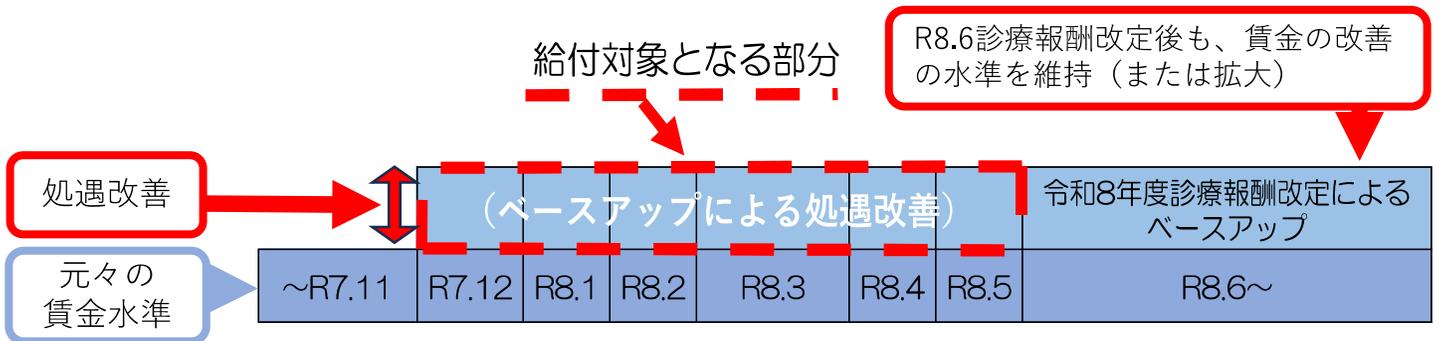
担 当：健康長寿担当 高野、鳥海、福田
電 話：048-830-3581

処遇改善支援給付金による賃上げパターン (原則、以下の賃上げ内容以外に給付金を活用できません)

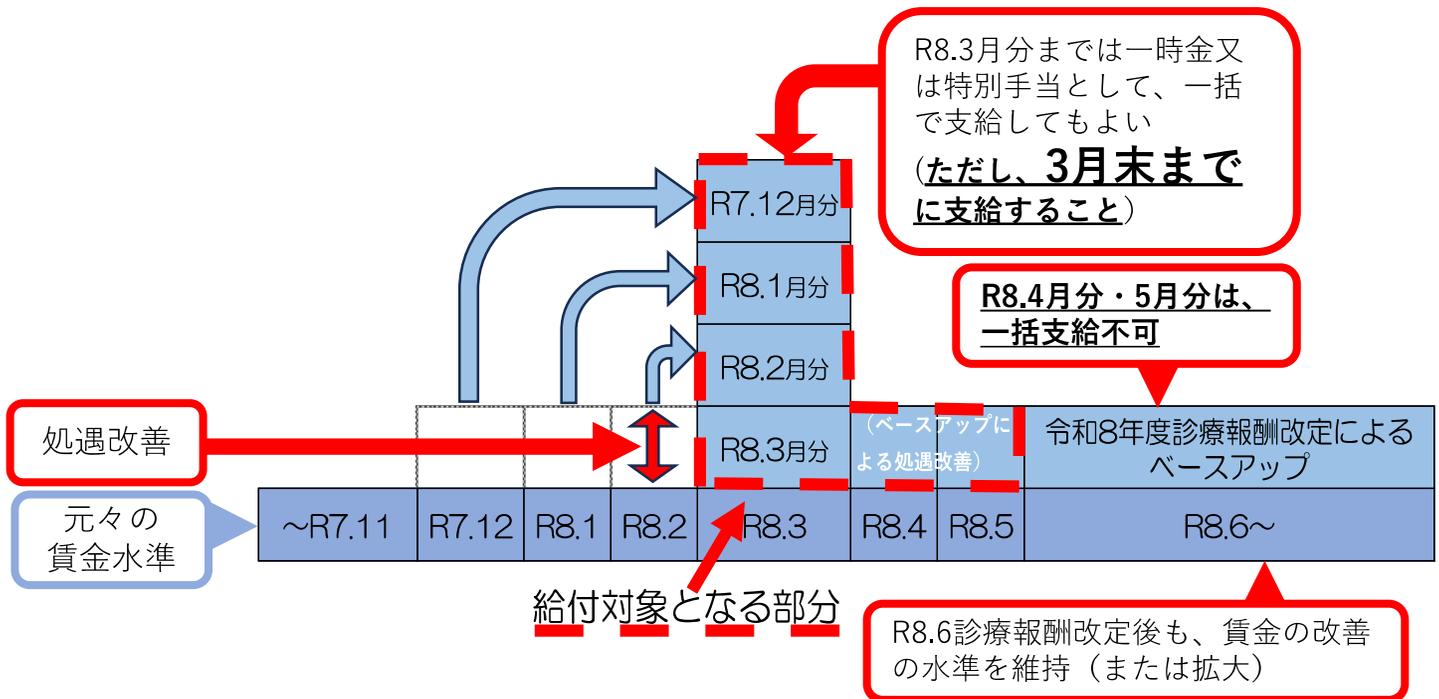
処遇改善支援事業の申請要件の一つとして、令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている必要があります。

※薬局において、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設
 ※医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業を行う職員のみ診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設

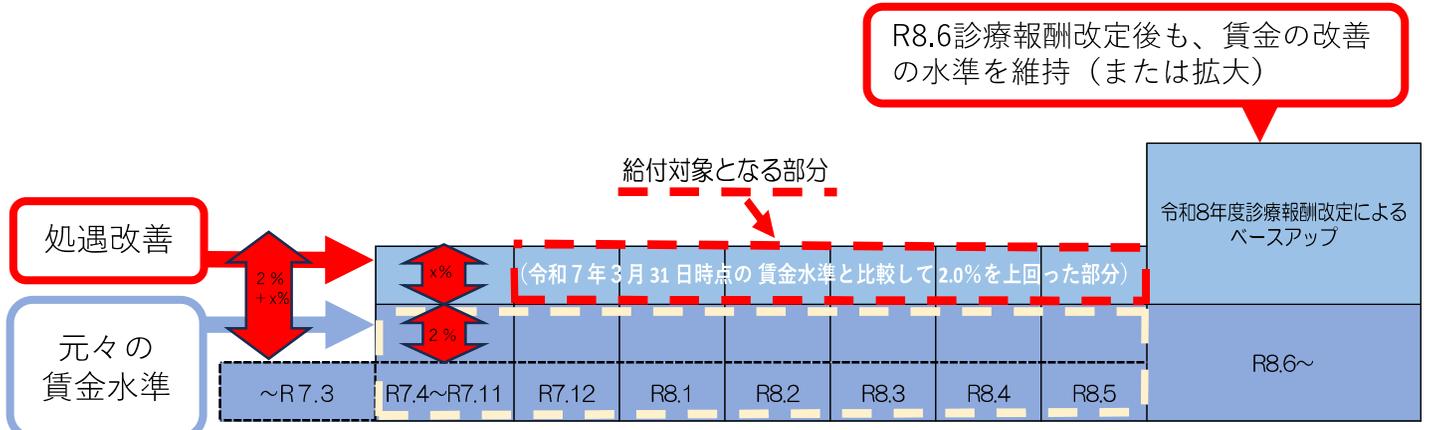
【ベースアップを実施する場合】



【ベースアップと一時金等を組み合わせて実施する場合】



【令和7年4月からの賃金を令和7年3月末日までの賃金より2.0%以上ベースアップさせた場合】



※いずれの内容でも、定期昇給による賃金上昇部分、診療報酬改定及び他の補助金等を財源としている部分に充てることはできません。